

坂下中学校バス通学について

坂下中学校バス通学の対象は、次の区域に在住する中学生です。

《バス通学区域（記載は大字名）》※通学距離が4 km以上ある区域が対象です。	
若宮地区	勝大(字新田・字村新田・字村北・字村西・字村中・字境田・字牛頭天王は除く)、樋島、五ノ併
金上地区	宮古(町道村田新開津線以西は除く)、海老細、東原、新開津、開津
広瀬地区	青木、青津、沼越、立川、五香、御池田、三谷(字佐藤分・字宮西は除く)、合川
川西地区	宇内、津尻、長井
八幡地区	坂本
高寺地区	片門、高寺、東松

- 1 「坂下中バス通学登録・登録事項変更届出書」に記入して学校に提出し登録をする。
(登録は今回の申請手続きにより、今後登録事項に変更等が無い限り、中学校卒業時まで不要です。)
- 2 後日、“身元を確認できるもの(保険証など)”と“印鑑”を持参し、指定期間内に会津乗合自動車(株)坂下営業所の窓口へ行く。【指定期間については後から連絡します。】
- 3 窓口で氏名・住所等を述べ、“身分を確認できるもの”を提示する。
- 4 通学定期券を受け取ったら、所定の用紙に受領印を押す。(金銭の支払いはありません。)

会津乗合自動車(株)坂下営業所

会津坂下町字大道 2408 番地 (国道 49 号線沿い) 電話 8 3 - 0 9 7 9

窓口営業時間 7 : 00 ~ 18 : 00 (年中無休)

《 注意事項 》

- 1 定期券の購入費用を町が負担するのは、同一期間内につき一度限りですので、受け取った定期券は、各自責任を持ってお取り扱い頂き、紛失しないよう留意願います。
万が一、定期券を紛失した場合、理由の如何を問わず、定期券の残りの期間の運賃は、バス利用者本人に全額を負担して頂くこととなります。よって、この場合はバス利用者自身で別途定期券や回数券をお買い求め頂くか現金で運賃をお支払いください。
なお、自費で定期券等を購入後に紛失していた定期券が見つかった場合については、営業所にご相談ください。
- 2 使用済又は不用となった定期券は、必ず坂下営業所の窓口へ速やかに返納してください。
- 3 登録事項に変更が生じる場合には、届け出が必要となります。「坂下中バス通学登録・登録事項変更届出書」に必要事項を記入して提出してください。
- 4 定期券は、年間を3期に分けて発行する予定です。定期券の期間は、学校と協議の上、町が設定いたしますので予めご了承願います。
- 5 バス通学区域であっても、生徒の人数やバス路線の変更等の事情により、タクシーでの通学となることも有り得ますので、予めご了承願います。

坂下中バス通学登録・登録事項変更届出書

平成 年 月 日

会津坂下町教育委員会教育長 様

生徒氏名／学年 / 年
保護者氏名 ⑩

以下のとおり、登録・登録事項変更をしたいので届け出ます。

1 事由

<input type="checkbox"/> 新規登録	住 所	会津坂下町大字 字 番地
	生年月日／性別	平成 年 月 日生 / 男・女
	自宅電話番号	
<input type="checkbox"/> 登録削除		
<input type="checkbox"/> 登録内容変更		

2 上記1の理由

--

2 登録・変更事項

	変更前	変更後
<input type="checkbox"/> 乗車区間 (乗降の停留所名)		
<input type="checkbox"/> 利用区分	<input type="checkbox"/> 往復 <input type="checkbox"/> 片道 (登校・下校)	<input type="checkbox"/> 往復 <input type="checkbox"/> 片道 (登校・下校)
<input type="checkbox"/> その他 ()		

3 登録・変更希望日

平成 年 月 日から

4 備考

--